請願第5号		受理年月日	平成29年6月8日	
付託委員会		総務財政委員会		
紹介議員	荒川	徹、出口成信、	高橋 都、藤沢加代、藤元聡美、	
	讃井早智子、村上さとこ			
請願者	小倉北区田町 13-21			
	平和とくらしを守る北九州女性の会			
	代表	東 敦子	(署名:134団体、1,789名)	
件 名		 本軍慰安婦問題 はついて	風への誠実な対応を求める意見書	

要旨

慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として、日本が解決を迫られている問題である。被害者は高齢化し、生きている間に解決してほしいという悲痛な訴えは日々切実さを増している。

政府は、解決済みとして法的責任を拒否してきたが、国連人権機関や ILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。2016年3月 には国連女性差別撤廃委員会から、被害者の救済への権利を認め、全て の被害者への救済と被害回復措置を提供するよう再度勧告された。

2015 年 12 月の慰安婦問題に関する日韓合意で、日本政府は責任を痛感していると国家の責任を明確に認め、おわびと反省の意を示した。政府は、被害女性が強制的に慰安婦にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、慰安婦問題はなかった等の発言や報道には明確に反ばくすることが求められる。

慰安婦問題は、外国の女性の問題、韓国の女性の問題ではない。日本 女性にも慰安婦が多数いた事実も明らかになっている。これからを生き る女性の人権の問題としての認識が重要である。日本人は加害者である という認識を育むような社会教育や学校教育が必要ではないだろうか。

そして、公式謝罪、国家賠償などにより被害者の人権回復を行い、教 科書への記述を復活して、次世代への正しい歴史教育を行う責任がある。

ついては国に対し、被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など慰安 婦問題の解決を行うことを求める意見書を提出していただきたい。